

指定居宅介護支援 重要事項説明書

〈 令和6年4月1日現在 〉

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 福音会
代表者氏名	浅野 嘉延
認可年月日	平成17年10月27日
所在地・連絡先	(所在地) 北九州市戸畑区千防一丁目1番6号 (電話) 093-873-5115 (FAX) 093-873-5121

2. 事業所

施設の名称	ケアプランセンターとばた
事業の種類	居宅介護支援（平成20年4月1日指定）
事業所番号	4070300803
開設年月日	平成20年4月1日
所在地・連絡先	(所在地) 北九州市戸畑区千防一丁目1番6号 (電話) 093-871-6355 (FAX) 093-871-6373
管理者氏名	永津 裕二
サービス提供地域	戸畑区・小倉北区
併設事業	<p>【グループホームとばた】</p> <p>※認知症対応型共同生活介護</p> <p>※介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>平成20年4月1日指定 定員18名</p> <p>【ショートステイとばた】</p> <p>※指定介護短期入所生活介護</p> <p>※指定介護予防短期入所生活介護</p> <p>【ヘルパーステーションとばた】</p> <p>※指定訪問介護</p> <p>※指定居宅介護/指定重度訪問介護</p> <p>※地域生活支援事業（移動支援）</p> <p>平成20年4月1日指定</p>

	<p>※介護保険法に基づく第一号訪問事業 (予防給付型/生活支援型) 平成 29 年 5 月 1 日</p> <p>【デイサービスセンターとばた】</p> <p>※指定通所介護 平成 20 年 10 月 1 日指定</p> <p>※介護保険法に基づく第一号通所介護事業(予防給付型・生活支援型) 平成 29 年 5 月 1 日指定</p> <p>指定通所介護/指定予防給付型サービス 50 名 指定生活支援型通所サービス 3 名</p>
--	--

3. 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	計	業 務 内 容
管 理 者 主任介護支援専門員	社 会 福 祉 士	1 名	1 名	従業者及び業務の管理
介 護 支 援 専 門 員	介 護 福 祉 士	2 名	2 名	ケアプランサービスの提供

4. サービス提供の時間帯

営 業 日	平 日
営 業 時 間 帯	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
営 業 し な い 日	土曜日・日曜日・12月29日～1月3日

なお、営業時間帯以外でも緊急時等のご相談に対応可能な体制を確保しております

5. 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅サービス計画(ケアプラン)を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- イ 事業所の介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるように、北九州市、居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整等を行い、日常生活を営むために必要な援助を行うものとする。
- ロ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

- ハ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するように求めることができること、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅介護サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができる
 ご希望があれば、訪問介護・福祉用具貸与・通所介護・地域密着型通所介護については、ケアプランに位置づけられた上位3法人について別紙にてお知らせ可。
- 二 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を当該病院または診療所へ伝えて頂く
- ホ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表するへ「必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォールサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。
- ト（感染症に関する留意事項） 感染症の発生およびまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組む。
- （高齢者虐待防止の推進） 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。
- （身体的拘束等の適正化の推進）
- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- （ハラスメントに関する留意事項） 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。
- 利用者及び家族による事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止する。

6. サービスの内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも月に1回、ケアマネジャーが利用者の居宅を訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。 ※テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用が可能な場合、2月に1回

給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、福岡県国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

7. 業務範囲外の内容

<p>公共機関（介護保険に関すること以外）・金融機関への手続き代行（入金・支払い）、通帳・キャッシュカード・マイナンバーカード・クレジットカードの預かり</p> <p>※介護保険に関する手続きの内容によっては、対象外の場合あり</p>
<p>病院の入退院時の送迎、手続き等、入院・手術等への同意、入院時に必要な物の準備、購入、病院へ荷物の搬送</p>
<p>認知症高齢者等行方不明の捜索</p> <p>※相談窓口等の情報提供は行います</p>
<p>引越し時の荷物の片づけ、大型ごみの搬出、電化製品の取り付け、トラブル等に対する対応、通信機器の取扱い、インターネットでの購入、手続き等の代行</p>
<p>定期、体調不良時の通院時の社用車での送迎、受診の同行、通院時の準備、支払い</p> <p>※医師・歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行う必要がある場合は診察には同席</p>
<p>住宅・賃貸契約等の手続きの代行（市営住宅入居の手続き等も含む）</p> <p>※相談窓口等の情報提供は行います</p>
<p>消費者被害の対応</p> <p>※相談窓口等の情報提供は行います</p>
<p>通帳管理（記帳や金銭の引き出し、預かり、支払い等の代行）</p>
<p>薬の管理（病院、薬局への薬の受け取り、薬の仕分け、預かり）</p>
<p>家事支援（日用品の買い物、洗濯、調理等）</p> <p>身体介護（オムツ交換、排せつ介助、入浴介助等）</p>
<p>郵便物の確認、仕分け、郵便局への受け取りの代行</p>
<p>近隣住民とのトラブル対応</p> <p>※相談窓口等の情報提供は行います</p>
<p>救急車の同乗</p> <p>※直接発見時には救急隊員へ必要な情報提供は行います</p>
<p>居宅サービス利用中（デイサービス、ショートステイ等）の体調不良時による病院受診の同行、病院への薬の受取り</p>
<p>死後事務（葬儀、納骨等）に関する手続き</p> <p>※相談窓口等の情報提供は行います</p>

8. 利用者負担金

(1) 利用者負担金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者から直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヵ月につき、下記の利用者負担金を支払い頂きます。利用料の支払いと引き換えに指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援提供証明書を後日各区の窓口に出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

(2) 利用者負担金のお支払方法

当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者に請求し、利用者は、翌々月の末日までに現金払いで支払います。

(3) 領収証の発行

利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは領収証を発行します。

9. キャンセル料

利用者はいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

10. 支援事業所の解約権

以下の事項に該当する行為があった場合、本契約を解除します。

- ・ご利用者またはご家族が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について 故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ・ご利用者またはご家族が、故意または重大な過失により、事業者または職員等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ・ご利用者またはご家族が、運営基準に定められた事項について、正当な理由無く、故意に拒否する等により、定められた業務遂行の妨げによる運営基準減算および法令違反等により、本契約が継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

1 1. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で受け付けます。

<p>ご利用相談室</p>	<p>受付方法 ①面 談 1階事務所窓口にてお申し出ください ②電 話 093-871-6355</p> <p>○ 窓口担当者 管 理 者 永津 裕二 ○ 苦情対応責任者 ケアハウス施設長 木村 美穂子 ○ 苦情解決責任者 特別養護老人ホーム施設長 大野 剛</p>
<p>高齢者複合施設 ふれあいの里とばた 苦情解決委員会第三者委員</p>	<p>○ 委 員 村山 浩一郎 福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科 教授 電話：0947-42-1485 (福岡県立大学研究室直通)</p> <p>○ 委 員 江田 久美子 特定非営利活動法人障害者支援要会 代表理事 電話：093-561-5032 (カフェ・ラポール小倉店)</p>

<p>(2) 公的機関においても、 次の機関において苦情申し出 ができます。各区役所保健福 祉課 高齢者・障害者相談コーナー (介護保険担当)</p>	<p>門 司 区 〒801-8510 門司区清滝一丁目1-1 093-331-1894 (直通)</p> <p>小倉北区 〒803-8510 小倉北区大手町1-1 093-582-3433 (直通)</p> <p>小倉南区 〒802-8510 小倉南区若園五丁目1-2 093-951-4127 (直通)</p> <p>若 松 区 〒808-8510 若松区浜町一丁目1-1 093-761-4046 (直通)</p> <p>八幡東区 〒805-8510 八幡東区中央一丁目1-1 093-671-6885 (直通)</p> <p>八幡西区 〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目15-3 093-642-1446 (直通)</p> <p>戸 畑 区 〒804-8510 戸畑区千防一丁目1-1 093-871-4527 (直通)</p>
<p>福岡県 国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口</p>	<p>〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13-47 092-642-7859</p>

1 2. 事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生時の際は、直ちにご家族、並びに保険者(市町村)に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。なお、当事業所は損害保険ジャパン日本興亜の損害賠償責任保険に加入しております。

◆ 損害賠償責任保険

保険会社	損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
保険内容	<ul style="list-style-type: none">・ 対人賠償補償・ 対物賠償補償・ 受託財物・ 人格権侵害・ 経済的損害・ 事故対応費用・ 被害者対応費用・ 個人情報漏えい賠償責任補償・ 業務中傷害補償

1 3. 個人情報の利用

ご利用者及びそのご家族に関する個人情報については、下記に定める事項を除いて第三者に提供することはありません。また、従業員が業務上知り得た個人情報は、従業員でなくなった後においても第三者に漏らすことはありません。

なお、個人情報の取扱い方針については、当事業所の定める個人情報に関する基本方針に則ります。

◆ 利用目的

- ・ ご利用者に関わる居宅サービス計画を円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合。
- ・ 地域包括支援センターとの連携を図る場合。
- ・ 介護サービス事業者との連携調整に必要な場合。
- ・ サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等の場合。
- ・ ご利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合。
- ・ ご利用者の心身の状況などを家族に説明する場合。
- ・ 介護保険事務に関する情報提供をする場合。
- ・ 損害賠償責任保険に係る保険会社への相談又は届出をする場合。
- ・ 学生の実習及び研修への協力をする場合。

14. 利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費 I

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱い件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分	要介護 1・2	1,086 単位 11,088 円
		要介護 3・4・5	1,411 単位 14,406 円
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱い件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544 単位 5,554 円
		要介護 3・4・5	704 単位 7,187 円
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱い件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	326 単位 3,328 円
		要介護 3・4・5	422 単位 4,308 円

居宅介護支援費 II (ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置)

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱い件数が 50 未満である場合又は 50 以上である場合において、50 未満の部分	要介護 1・2	1,086 単位 11,088 円
		要介護 3・4・5	1,411 単位 14,406 円
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱い件数が 50 以上である場合において、50 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	527 単位 5,380 円
		要介護 3・4・5	683 単位 6,973 円
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱い件数が 50 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	316 単位 3,226 円
		要介護 3・4・5	410 単位 4,186 円

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	所定単位数の50%に減算
業務継続計画未実施減算	以下の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生時におけるBCP(業務継続計画)を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待防止検討委員会の開催※テレビ電話も可 ・指針の整備 ・研修の実施・担当者の設置	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

特定事業所加算

質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施している等当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合(1ヶ月につき)

算定要件		加算 (Ⅰ) (519 単位)	加算 (Ⅱ) (421 単位)	加算 (Ⅲ) (323 単位)	加算 (A) (114 単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある職務と兼務しても差し支えない	/	○	○	○
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員2名以上配置していること ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある職務と兼務しても差し支えない	○	/	/	/

③	常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	○	○	/	/
④	常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	/	/	○	/
⑤	常勤かつ専従の介護支援専門員を1名以上、専従の介護支援専門員を常勤換算で1名以上配置していること（非常勤は他事業所との兼務可） ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	/	/	/	○
⑤	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○
⑥	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑦	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	×	×	×
⑧	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑨	地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑩	<u>家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等</u> に参加していること	○	○	○	○
⑪	<u>居宅介護支援に係る</u> 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑫	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が <u>45名</u> 未満（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は <u>50名</u> 未満であること）	○	○	○	○
⑬	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑭	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑮	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

特定事業所医療介護連携加算 125 単位

①	前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること
②	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること
③	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること

加算について

初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分変更された場合	300 単位 3,063 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に 入院した日のうちに 、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※入院日以前の情報提供を含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む	250 単位 2,552 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に 入院した日の翌日又は翌々日に 、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	200 単位 2,042 円
イ) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位 4,594 円
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位 6,126 円
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位 6,126 円
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位 7,657 円
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位 9,189 円
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者を提供した場合算定	400 単位 4,084 円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位 2,042 円
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合 利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。	50 単位 510 円

重要事項の説明確認書

当事業者は、居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明をおこないました。

令和 年 月 日

事業所

住 所 福岡県北九州市戸畑区千防一丁目1番6号

事業所名 ケアプランセンターとばた

管 理 者 永 津 裕 二

説明者氏名 印

私は、本書面に基づき、居宅介護支援のサービス内容および重要事項の説明を受けました。

利 用 者

氏 名 印

利用者代理人

氏 名 印